2026年度版

広島キリスト教社会館学童クラブのしおり

目　次

Ⅰ 広島キリスト教社会館学童クラブの運営内容
1 目　的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 活動方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3 対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
4 実施期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
5 開設時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
6 利用料金等(利用料・おやつ代・行事活動参加費)・・・・・・・・・・・ 2~3
7 定員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
8 主な活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
⑸ 一日の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
⑹ 年間行事予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
9 連絡事項・注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
⑺ 賠償責任保険について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
⑽ 非常変災状態について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10~11
10 相談・苦情解決のしくみについて・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

Ⅱ 利用手続（　2026　年度利用）
オンライン申込について 14
1 2026 年4月から利用を希望する方(「春休み」のみの利用は除く)・・ 15
2 長期休業中（春休み、夏休み、冬休み）のみの利用を希望される方・・・ 17
3 年度の中途からの利用を希望される方・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
4 申込事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
5 利用申込取り下げ・辞退・中止等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
6 利用承諾の取消し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
7 クラス分けについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

別添1　利用手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
別添2　放課後児童クラブ一覧一部抜粋・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
別添3　記入例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団

Ⅰ 広島キリスト教社会館学童クラブの運営内容

１ 目　的

広島キリスト教社会館学童クラブ（以下「社会館学童クラブ」という。）は、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者が家庭にいない小学生に対し、適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

２ 活動方針(理 念)

- 生命や平和を大切にする心を育てる。
- 学年をこえて、育ちあう仲間を作る。
- それぞれの子どもたちの持っている 「良さ」 を発揮できるように支える。
- 子どもたち主体の場となるよう支援する。
- 障がいのある子を積極的に受け入れ共に成長していくよう支援する
- 家庭や学校、地域と連携して、子どもたちの健やかな成長を支える。
- 仲間を大切にし、差別をしない、許さない、そして差別に負けない子どもたちを育てる。
- 様々な文化に触れ、多文化コミュニケーションをとる。

３ 対象児童

次の⑴～⑶までの条件を**全て**満たす場合に対象となります。

⑴ 広島市内に住所を有している児童

⑵ 小学校に在学している児童

⑶ 保護者（父母など）が次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態であると認められる児童。

① 就労のため、１週間のうち４日以上又は1か月のうち１６日以上、午後５時頃まで家庭にいないこと（通勤時間等を考慮し、勤務終了が午後４時以降であれば、午後５時頃まで家庭にいないものとみなします。）。（※1）（※2）。

② 疾病又は負傷の状態にあるか障がいがあること。

③ 疾病又は負傷の状態にあるか障がいがある親族等を、常時介護していること。

④ 出産予定日前８週間（多胎妊娠の場合は１４週間）に当たる日から出産日後８週間に当たる日までの間（以下「産前産後期間中」という。）であること。

⑤ 大学・専門学校等へ通学中であること。

⑥ その他児童を保護できない特別の事由があること（※3）。

※1　長期休業中のみの利用については、利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、当該クラブの定員を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申込を受付けます。
この場合、就労時間の要件は、「午後５時頃」とあるのを「正午頃」に緩和します。

※2 夜勤明けの休日等において、休息が必要なために、午後５時頃まで児童を保育できない場合も、日数に含みます。

※3　求職活動による場合には、１週間のうち４日以上又は1か月のうち１６日以上、午後５時頃まで家庭にいないことが必要です。承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、３か月が満了する日まで」です。

４ 実施期間

2026 年4月1日から 2027 年3月３１日まで（ただし、次の休所日を除く。）

【休所日】

- 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 広島市立幼稚園・学校夏季一斉閉庁日 (※ 当クラブは 8月１４日～１5日のみ休所)
- 年末年始（１２月３０日～１月３日)

５ 開設時間

				（第1クラブ）
月曜日から金曜日まで	13:00	～	18:30	（ 19:00 ）
土曜日	8:00	～	17:30	（ 18:00 ）
長期休業中及び学校代休日	8:00	～	18:30	（ 19:00 ）

※ 短縮授業日については、
下校時～18:30(第1 19:00)

６ 利用料金等

放課後児童クラブの利用にあたっては、2023年４月からは、基本時間部分の利用料金を負担していただくこととしています。

(1) 利用料金

お子さま一人につき以下のとおり利用料金がかかります。

料金区分Ａ、Ｂの負担軽減措置に該当する方は、社会館学童クラブ利用申込書の該当する欄にチェックの上、申し込んでください。受給状況等を確認することに同意される方は、利用料金を算定するための関係書類の添付は、原則、不要です（ただし、里親世帯に該当する場合は、以下の表に記載のある書類が必要です。）。

料　金　区　分			月額利用料
負担軽減措置	A	• 就学援助受給世帯 • 生活保護受給世帯 • 市民税（住民税）非課税世帯 • 里親世帯（里親として委託されていることがわかる書類をご提出ください。）	無料
	B	• こども医療費補助受給世帯 • ひとり親家庭等医療費補助受給世帯 • 重度心身障害者医療費補助受給世帯	3,000 円
	C	その他（上記に該当しない世帯）	5,000 円

※ 利用料金の判定に当たっては、住民票上の世帯員だけでなく、その他の同居する親族等を含み、判定します。

※ 就学援助受給世帯については、社会館学童クラブの利用申込み時点では、就学援助申請中であり、認定がまだされていなくても、社会館学童クラブ利用申込書提出時に、「就学援助受給世帯」にチェックをしていれば該当するものとしてみなしますが、認定されなかった場合には、遡って利用料金をお支払いいただきます。

※ 市民税非課税世帯以外の項目は、社会館学童クラブ利用申込日時点の状況で判定します。

※ 市民税非課税世帯の判定については、 2026 年4月～6月に利用を開始する場合は 2025 年度の市民税で、 2026 年７月 ～ 2027 年３月に利用開始する場合は 2026 年度の市民税で判定します。

※ 住民税課税年度の直前の１月１日に広島市外に居住されていた場合は、市民税額が確認できる書類をご提出ください。

※ 利用期間満了前に社会館学童クラブの利用を中止する場合は、必ず「広島キリスト教社会館学童クラブ利用(申込取下げ・辞退・中止)届」をご提出ください。（提出がない場合は、利用料金が掛かります。）

※ 弁当代及びおやつ代は、上記料金に含まれていません。

(2) 多子軽減

同一世帯から２人以上のお子さまが社会館学童クラブを利用されている場合、第２子は半額、第３子以降は無料とします（年齢が上の児童から順に減額していきます。）。

軽減に当たっては、利用状況を基に当クラブで判定しますので、申請等の手続は基本的に必要ありませんが、広島市が運営する放課後児童クラブと当クラブで、それぞれ別の兄弟姉妹が利用されている場合などは、相互の情報把握ができないため、学年が下のお子さまについて、通っている放課後児童クラブに「放課後児童クラブ在籍証明書」の発行を依頼し、学年が上のお子様が通われている放課後児童クラブにご提出ください。また、証明書の取得にあたっては、必ず、実際に放課後児童クラブに通い始めた日以降に取得してください。

なお、広島市が補助を行っていない民間学童保育等に通われている場合は、本軽減の対象とはなりません（広島市が補助している民間放課後児童クラブは、広島市HPよりご確認ください。）。

⑶ 月前半での利用中止及び月後半からの利用

利用料金は、原則、月額で設定しますが、月の前半（１５日まで）に利用を中止する場合及び月の後半（16日以降）に利用を開始する場合は、当該月の利用料金を半額（同一世帯２人目の場合は、さらにその半額）とします。

月の途中で、放課後児童クラブ間で異動する場合には、異動元のクラブと異動先のクラブから請求される利用料金を単純に合算すると、異動当月が１．５か月分の料金となってしまうことがあるため、合算して１か月分の料金を超えないように、異動先の新しいクラブでの初月の利用料金を調整（無料又は半額）します。月途中でクラブ間で移動する場合は、異動元のクラブで「放課後児童クラブ利用証明書」を発行してもらい、異動先のクラブにご提出ください。

⑷ 料金区分の変更手続

負担軽減措置に該当する就学援助、各医療費補助等を新たに受給したり、受給資格を喪失するなどの受給状況の変更があった場合や、世帯の状況等（申込保護者の変更含む。）に変更があった場合には、必ず、「利用申込書」の変更に〇をして社会館学童クラブにご提出ください。

なお、料金区分の変更が判明した際は、遡って請求する場合や、還付をさせていただく場合があります。

⑸ おやつ代・行事活動参加費

お子さま一人につき以下のとおり、おやつ代・行事活動参加費(参加した場合のみ)が掛かります。

	通年利用	長期休業中のみ利用
• おやつ代（月額）	1,500 円	(夏休みのみ) 3,000 円 (冬休みのみ) 1,000 円 (春休みのみ) 1,000 円
• 行事活動参加費（交通費・材料費等）	実費相当分	実費相当分

※1 中途・入退所の場合、おやつ代は(日額60円×開所日数)の日割り計算となります。
※2 クラブが臨時休所となった場合、おやつ代は(日額60円×その月の開所日数)の日割り計算となります。
※3 行事活動に係る費用は、利用料金及びおやつ代(月額)と一緒に請求致します。
※4 夏休みの利用(長期休業中のみ)について、7月～8月の夏休み期間を利用する場合は上記に記載があるようにおやつ代は3,000円となります。8月のみの場合は、おやつ代2,000円となります。
※5 春休みの利用(長期休業中のみ)について、次年度の4月1日の通年利用児童が定員に達した場合、3月のみの利用となり、おやつ代は500円となります。4月のみの利用も、おやつ代500円となります。
※6 おやつ代の減免につきましては、該当される方のみ所定の用紙に必要事項及び添付書類等をつけてご提出ください。該当される方は、二分の一の減免となり、月額のおやつ代は、750円となります。
※ 長期休業中のみのおやつ代減免は、該当される方は半額の減免となります。

⑹ 利用料金等の納付方法

利用料金等の納付は、原則ゆうちょ銀行での口座引落となります。引落日は毎月25日です。25日が土曜・日曜・祝日等の場合は翌日・翌々日が引落日となります。引落日前日までに必ずご入金ください。引落日に引き落としできなかった場合、当月末日に再引落となります。

手数料は当クラブが負担しますので、兄弟姉妹のいるご家庭は1つの口座から引き落としさせて頂きます。

※ 3ヵ月利用料・おやつ等を滞納された場合には、請求書を発行しますので指定日までに現金もしくは当指定口座にお振込みくださいますようお願い申し上げます。その際の振込手数料はご負担ください。

※ 該当年度のおやつ代等を年度末迄に精算できない場合、利用継続の確認をさせて頂きます。
①利用継続がある場合 → 返済計画を立て期日までにお支払いをお願いします。
②利用継続がない場合 → 利用不承諾(該当年度及び次年度)とさせて頂き残金の精算をお願いします。

７定　員

広島市児童福祉施設設備基準等条例（以下「条例」という。）に定める、児童１人あたりの面積（おおむね1.65㎡以上）やクラスの児童数（おおむね４０人以下）に基づき、各社会館学童クラブにおいて定員を設定しています。

- 社会館学童クラブ第1「陽だまり」定員（おおむね）　40　名（最大 ４４名）
- 社会館学童クラブ第2「こもれ陽」定員（おおむね）　40　名（最大 ４４名）
- 社会館学童クラブ第3「陽まわり」定員（おおむね）　40　名（最大 ４４名）

８ 主な活動内容

原則として、年間を通じて次の活動を行います。

(1) 生活の指導

基本的生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせます。

(2) 遊びの指導

遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培います。
一日の終わり頃に児童が、一緒に楽しめる「体力づくり」を行っています。
(Sケン、ドッチボール、サッカー、じんとり、ろくむし、缶けり、野球、けんろく等)

(3) 安全確保・健康管理

出欠確認をはじめとした安全の確保、健康管理や情緒の安定を図ります。

(4) 家庭との連絡

家庭との日常的な連絡や情報交換を行うとともに、地域と連携を図ります。

⑸　一日の流れ

○　社会館学童クラブの一日（４時間授業日の場合）

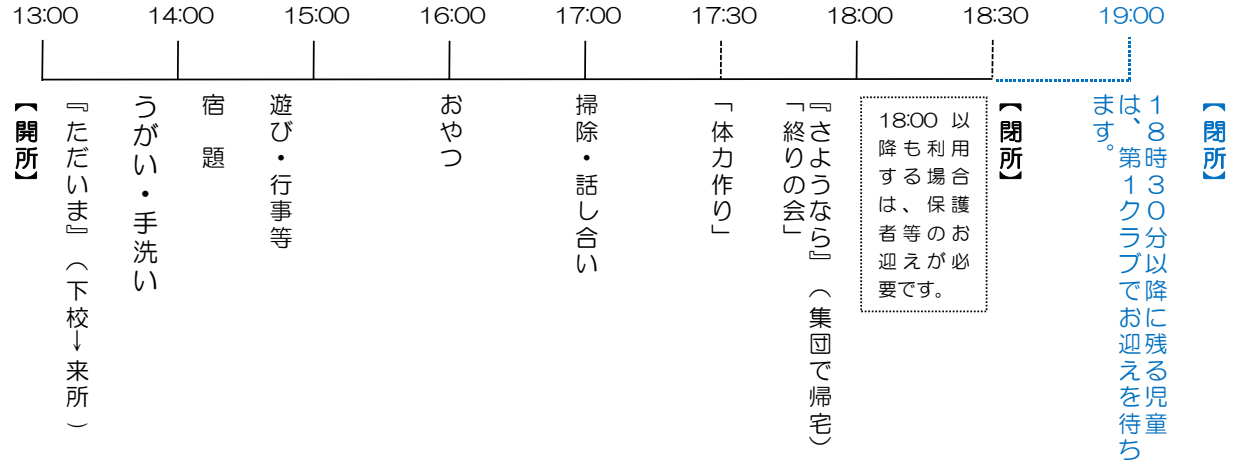

※1　児童が一人で帰宅できる時間は、春・夏時間（3月～10月中旬）18:00、冬時間(10月中旬～2月末)17:30です。それ以降は、必ず**保護者等のお迎えが必要**です。

※2　冬時間(10月中旬～2月末)は、『体力作り』が17:00～17:30となります。

○　社会館学童クラブの一日（土曜日の場合）

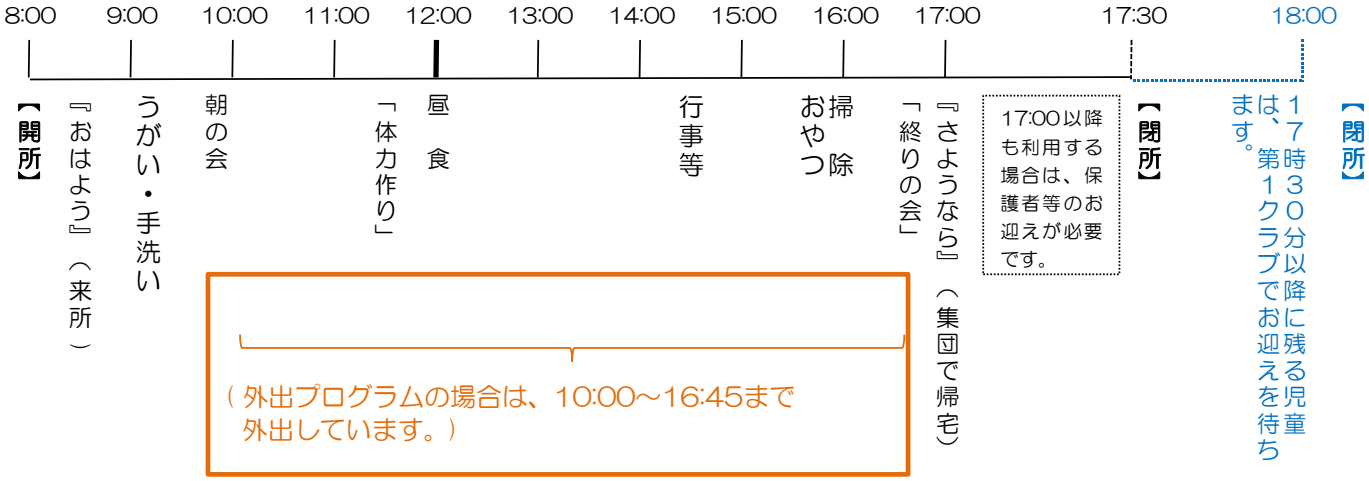

○　社会館学童クラブの一日（長期休業中の場合）

※1　と同様です。

※ 終了時刻より、お迎えが遅くなる場合は事前にご連絡ください。臨機応変に対応します。

(6) 年間行事予定

月	内容		月	内容	
4月	新入生歓迎会・学童クラブ探検 ザ・パーラーショップ お花見遠足 プロフィールカード作り おやつ作り 春の山探検	春休み	10月	三滝アスレチックに行こう！ バザービラ配り バザーポスター作り バザービラ配り・ハロウィンパーティー みやじマリンに行こう	
5月	学童Myキャップ作り 交通ランドに行こう 運動会の応援に行こう！！（天満小） 高須台公園に行こう！！ 三滝アスレチックに行こう！！		11月	本気体力づくり 社会館バザー 紅葉狩りに行こう	
6月	工作をしよう 映画鑑賞会 平和学習・平和公園に行こう！！		12月	交通科学館に行こう クリスマス会 工作をしよう	
			1月	学童初め お正月を楽しもう 工作をしよう スケートに行こう	冬休み
7月	工作をしよう！！ ファミリープールに行こう 食べ物の話（食育） 園庭水遊び 工作をしよう 保育所プールで遊ぼう 合同避難訓練 平和の集い・平和学習 （デイサービスかりんとの交流会） 合宿(第1～第3それぞれで、 7～8月の間で行う予定)	夏休み	2月	バレンタインデーおやつ作り 比治山公園に行こう プチ山登りをしよう	
8月	園庭水遊び 保育所プールで遊ぼう スイカフルーツポンチづくり 水風船大会 川遊びに行こう 夏祭り(交流会等) 大掃除		3月	町探検をしよう 本気体力づくり 合同避難訓練 合宿キャンプ（一泊二日） （↑ 実施の日程・場所は未定、 進級・卒業パーティー ） 弥山に登ろう 大掃除	春休み
9月	峰高公園に行こう 動物園に行こう 工作をしよう			学童クラブ 進級・卒業パーティー	

※ 行事参加等は予約制です。配布する規定の用紙に参加の有無を記載し提出してください。

・不定期	・・・・・ おやつ作り、避難訓練
・毎月木曜2回	・・・・・ 木曜子ども会（歌と絵本、紙芝居の読み聞かせ）
・不定期	・・・・・ デイサービスかりんとの交流会
・不定期	・・・・・ 保育所 年長 あじさい組との交流会

※ 外出・宿泊等の参加型行事に参加されない場合は、家庭での保育となりますので、ご了承ください。

９ 連絡事項・注意事項

(1) GAKUDOUシステムについて

◎　社会館学童クラブでは、保護者連絡用アプリ“GAKUDOU”システムを導入しております。利用予約、欠席連絡、児童の来退所時の保護者への通知、クラブと保護者間の連絡をこちらのシステムにて行います。毎月のお便り等もこちらの“GAKUDOU”システムにて送りますので、必ずご登録をお願いします。（**※ 原則紙での配布は致しません。**）

◎　お子さまの体調がよくない場合や、帰宅の方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合は、こちらのシステムを通じでご連絡ください。

(2) 欠席について

◎　欠席することが事前に分かっている場合は、当日の午後１２時までに”GAKUDOU”システムの出欠連絡機能を使用してご連絡ください。
午後12時を過ぎての急な場合の連絡は、電話にて保護者の方が直接ご連絡ください。

◎　お子さまの口頭による連絡では正確に確認できないことがあります。その場合は安全確保のために、保護者の方へ確認の電話をさせていただくことがあります。

◎　学校を欠席又は早退した場合には、必ず社会館学童クラブにもご連絡ください。

(3) 帰宅と来所について

◎　お子さまだけで帰宅する場合、できるだけ集団で帰宅できるように、原則として社会館学童クラブから帰る時刻を3月～10月中旬は18:00 、10月中旬～2月は17:30に設定しています。
保護者の方が希望される時刻がある場合は、必ず“GAKUDOU”システム又は電話にてご連絡ください。

◎　社会館学童クラブから帰る時刻を上記の時刻以降に希望される場合は、お子さまの安全確保のため、 必ず１８：３０（第1 19:00)までに保護者の方のお迎えをお願いします。

◎　お迎えの有無やお迎えに来られる方の名前などについては、〝GAKUDOU〞システムにてお知らせください。社会館学童クラブには2台分の専用駐車場があります。

◎　夏休みなどの長期休業中や土曜日の開所時刻は８：００です。安全確保のため、お子さまの来所が開所時刻より前にならないように、ご協力をお願いします。

◎　塾や習い事等での早帰り後の再来所は、基本的にはお断りしています。
但し、保護者の方から前もって連絡があり、保護者の方の送迎が可能な場合は可とします。

◎　ご家庭でも、来所途中・帰宅途中の安全指導（寄り道をしない、不審者に気をつけるなど）や通学路の確認をされますようお願いします。

※1 対象(天満)学区以外の小学校への送迎について(原則お迎えのみ)

送迎は原則行っておりませんが、天満学区以外(観音・己斐・広瀬等)で遠方のため、お迎えが必要な児童(但し、低学年を優先とする)、特別支援が必要な児童、その他特別な事情がある場合等、広島市送迎費補助金の範囲内で可能な限りで送迎を致します。
※ 小学校をお休みしている等の連絡がなく頻繁に続く場合は、お迎えをお断りすることがあります。

※2 他学区小学校の代休日対応について

当クラブは天満学区が対象学区です。対象学区以外(観音・己斐・広瀬等)の学校代休日につきましては、開所は9時以降から対応致します。9時より前の場合は職員不在のため対応できない場合があります。

※1及び※2につきましては、まずご相談ください。

⑷ 宿題について

◎　宿題は来所後すぐに自主的にするように声かけをし、習慣づけの指導をします。学習指導はわからないところなどがあれば支援員等がお手伝いをします。

◎　下校時刻が遅くなったときや行事に参加するときなどには、宿題をする時間の確保ができないことがあります。

◎　家庭学習（本読み・計算カード・九九）については、原則 学童クラブでは行いません。
但し、「体力作り」が終わってからの時間に家庭学習（本読み・計算カード・九九）をする場合や特別な事情等がある場合は、相談のうえ対応させていただきます。

⑸ お弁当・おやつについて

◎　長期休業中、学校代休日、土曜日、短縮授業日など給食のない日には、お弁当と水筒を持たせてください。在所中にお弁当やパンなどを買いに行くことはできませんので、お弁当を買う場合は、保護者の方が用意されるか、児童が来所前に買ってくる様にしてください。

※　当クラブでは、お弁当宅配業者 千成(せんなり)さんのお弁当を長期休業中に希望されるご家庭にご案内しています。メニューは半月毎のご案内となっており、”GAKUDOU”システムにてお知らせします。申し込みはグーグルフォームによるアンケート形式注文となります。

◎　こどもだけで家にご飯を食べに帰ることはできません。但し、保護者の送り迎えがある場合に限り可としています。

◎　おやつについては、市の児童クラブでは保護者会が提供していますが、社会館学童クラブには保護者会がありません。そのため、おやつ代を月額として保護者等から頂いております。
支援員等がおやつを購入、またはおやつ作り等をして子どもたちに提供します。

⑹ 社会館学童クラブでのケガについて

社会館学童クラブでは、日頃からケガのないように見守り・指導に努めています。
それでも避けられなかったケガについて、原因が施設的な瑕疵等である場合には、クラブが加入する賠償責任保険で治療費の対応をします。
保険については、⑺賠償責任保険についてをご覧ください。

(7) 賠償責任保険について （保護者負担はありません。）

◎　活動中の事故に備えて、社会館学童クラブでは、下記の保険に加入しています

注1：事故等が起こった場合の通院医療負担金は学童クラブが負担します。その際の書類の記載及び保険の振込先は学童クラブの口座となります。

注2：上記 注1 以外の場合、保険申請及び振込先は被保険者となります。

- **(公社) 全国私立保育園連盟　有限会社ゼンポ　学童保育事業保険**
  引受保険会社:東京海上日動火災保険株式会社
- **学童保育賠償責任保険**

(施設賠償責任保険)

日本国内において、記名被保険者が所有、使用または管理する学童保育施設や学童保育業務の遂行に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障がい、他人の財物の損壊について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害に対して保険金が支払われます。

(生産賠償責任保険)

日本国内において、記名被保険者が学童で提供した飲食物（生産物）に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障がい、他人の財物の損壊について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担する事によって被る損害に対して保険金が支払われます。

	支払限度額	支払限度額	免責金額※
	施設賠償責任保険	生産物賠償責任保険	施設賠償責任保険 生産物賠償責任保険
対人：	1名2億円まで/1事故5億円まで	1名2億円まで/1事故5億円まで (保険期間通算4億円まで)	対人対物とも 1事故につき 10,000円
対物：	1事故500万円まで	1事故・期間中500万円まで (保険期間通算500万円まで)	

※免責金額：保険金をお支払いする際に、損害の額から差し引く金額をいい、免責金額は被保険者の自己負担となります。

- **学童保育児童傷害保険**

学童保育所の管理下において、児童が急激、偶然、外来の事故により身体に障がいを被った場合に保険金が支払われます。この保険でいう「学童保育所の管理下」とは次の場合をいいます。

(1) 学童保育所施設内にいる間
(2) 学童保育所の行事としての遠足等（学童の支援員等が引率するものに限ります。）
(3) 住居（学校・幼稚園から施設に赴く場合は、その学校・幼稚園）と学童保育所施設（施設以外の場所で施設の行事が行われるときのその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。）とを合理的な経路および方法により往復している間

1口当たりの補償額

- 死亡・後遺障がい保険金額　119万円
- 入院保険金日額　1,500円
- 通院保険金日額　1,000円

※ 事故の発生状況により保険で対応できない場合もあります。

(8) 服薬について

◎　投薬は医療行為にあたるため、支援員等は投薬を行うことができません。

◎　服薬する場合には、お子さまが自分でることになります。安全管理のため、必ず保護者の方からの連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時刻などについて、”GAKUDOU”システムにてお知らせください。

⑼ 学級閉鎖等の場合について

◎　学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスのお子さまは、感染の有無に関わらず社会館学童クラブを利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いします。

※　広島市では、病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある児童で、かつ保護者の方が勤務等の都合により家庭で育児を行うことが困難な小学生までのお子さまを医療機関に併設した託児施設（病児保育室）でお預かりする事業（病児・病後児保育事業）を行っています。利用方法などの詳細については、広島市ホームページをご覧ください。

◎ 新型コロナウイルスやインフルエンザ等の陽性者となった場合は、療養期間中は、学童クラブを利用できません。

⑽ 非常変災状態になった場合の対応について

◎　非常変災状態とは、次の場合をいいます。

・広島市（区）に警報が発表された場合又は学区内に避難情報が発令された場合

・台風の接近等により広島市（区）に警報が発表される（もしくは学区内に避難情報が発令される）と判断した場合又は判断できないものの何らかの影響を受けると予測され、児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合

・不審者の出没、事件、事故など児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切である場合

◎　非常変災状態になった場合には、社会館学童クラブは原則として次表の対応になります。

◎　非常変災状態の場合には、原則として、お迎えをお願いしますので、連絡がとれるようにしておいてください。

◎　気象情報・避難情報等は、広島市の「防災メール」や「防災ポータル」等で確認できます。

防災メール（http://www.k-bousai.city.hiroshima.jp/）	
防災ポータル（https://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/）	

非常変災状態対応表

【小学校登校日の場合】

非常変災状態		社会館学童クラブの対応
小学校の対応	**臨時休校の場合** （自宅待機後の臨時休校を含む）	① 学校が左記の臨時休校の場合 **10時まで自宅待機**
		② 10時の時点で、まだ非常変災が続いている場合は臨時休所
		③ 10時の時点で非常変災が解除された場合 **13時から開所**　(注)
	「登校」の場合 （自宅待機後の登校、登校後授業打ち切り及び一斉下校・集団下校時を含む）	**通常の開所時刻から開所**　(注)

【小学校休業日の場合】　※土曜日及び長期休みの場合

非常変災状態		社会館学童クラブの対応
午前7時の時点	当該施設が**所在する区に「暴風警報」**が発表されている場合	臨時休所
	当該**学区(天満学区)内**に、**「避難指示（警戒レベル4）」**又は**「緊急安全確保（警戒レベル5）」**が発令されている場合	臨時休所
	当該**学区(天満学区)内**に、**「高齢者等避難（警戒レベル3）」**が発令されている場合、又は**当該施設が所在する区**に**「大雨警報」、「洪水警報」**のいずれかが発表されている場合（台風時含む）	通常の**開所時刻から開所** (土曜・代休日・長期休暇 8：00～) ※ 保護者の方の送迎(クラブの入口まで)が必要です。
午前7時以降	① 開所時刻以前に非常変災状態 （7:00 ～　8:00までになった場合）	通常の**開所時刻から開所**　(注)
	② 開所時刻より後に非常変災状態 （8:00より後になった場合）	
	③ 非常変災状態になった後、解除	

(注)　**原則として、保護者の方へ”GAKUDOU”システム又は電話で連絡し、お迎えを依頼します。**
（天候及びその他の事情により、閉所時刻以前にお迎えを依頼することがあります）。

(10) 震度５弱以上の地震が発生した場合の対応について

原則として次表の対応になります。

【小学校登校日の場合】

①	在校中に地震が発生した場合 地震発生後に来校した場合	小学校が児童を学校所定の避難場所で待機させます。 放課後児童クラブは地震発生後は臨時休所になります。
②	開所前に地震が発生した場合	当日は臨時休所になります。 ※　地震発生後に児童が来所した場合は④の対応です。
③	閉所後に地震が発生した場合	翌日は臨時休所になります。
④	在所中に地震が発生した場合 地震発生後に来所した場合	余震や周囲の状況を確認の上、児童を引率し、所定の の避難場所に移動します（避難場所で保護者に引渡し）。

【小学校休業日の場合】

上記の「小学校登校日の場合」と同じです（ただし、①の対応はありません）。

社会館学童クラブの、所定の避難場所は **広島西区役所** となります。

(11) 保護者の方に直接連絡する場合について

以下の場合には、お子さまの安全確保のため、保護者の方に直接連絡することがあります。

① 非常変災状態などで、お迎えをお願いする場合
- 台風接近時や大雨時には、気象情報・避難情報に注意しておいてください。

② お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合
- お子さまの状態により、お迎えをお願いすることがあります。

③ 欠席の連絡がないのに、来所されない場合
- 欠席される場合には、必ず事前にご連絡ください。

④ お子さまが社会館学童クラブから帰る時刻やお迎えの有無などについて、確認が必要になった場合
- 帰る時刻やお迎えの有無などについては、”GAKUDOU”システムにて必ずお知らせください。

⑤ その他、お子さまの安全確保のため、至急連絡が必要となった場合

(12) お便り（配布物）等について

- 活動の予定や内容は、毎月発行する「おたより」にてお知らせいたします。
  「おたより」等の配布時期は、毎月20日頃となります。（例）4月20日頃に5月分を配布。
  ”GAKUDOU”システムにて配信いたしますので必ずご確認をお願いします。
- 社会館ホームページにも「おたより」をPDF形式で掲載します。

(13) 利用時に用意するものについて

- 置き傘（見えやすい場所に名前をご記入ください。）
- 着替え（名前は必ずご記入ください。）
  遊びや行事等で衣服が汚れる場合があります。着替えを一式ロッカーに置いておかれると便利です。

(14) その他

- 持ち物には必ず名前をご記入ください。
- 保護者説明会を年1回以上(11～12月、随時)、その他必要に応じて随時行います。
- 保護者の方との意見をお聞きする機会として、アンケートの実施をしておりますのでご協力ください。

【用語の定義】

◎放課後児童クラブに関すること
- 来所：放課後児童クラブに来ること
- 在所：放課後児童クラブにいること
- 帰宅：放課後児童クラブから自宅に帰ること
- 開所：放課後児童クラブを開設時間に開けること
- 閉所：放課後児童クラブを開設時間以降、閉めること
- 休所：放課後児童クラブを休みにすること

◎小学校に関すること
- 登校：小学校へ行くこと
- 在校：小学校にいること
- 下校：小学校から帰ること
- 休校：小学校が休みになること

10 相談・苦情解決のしくみについて

(1) 相談について

◎　お子さまの様子について、必要な事（健康面 ・ 生活面）があれば必ずお伝えください。その他、わからない事や気になる事などがあれば、ご遠慮なく支援員等又は管理者等までにお気軽にお問合せください。

管理者(第1・第2・第3)	・・・	メール：hcsc.zimu@gmail.com	TEL：080-6339-6234
第1 支援員及び補助員	・・・	メール：hcsc.gakudou@gmail.com	TEL：080-6339-6239
第2 支援員及び補助員	・・・	メール：hcsc.gakudou.no2@gmail.com	TEL：080-6347-8828
第3 支援員及び補助員	・・・	メール：hcsc.gakudou.sun@gmail.com	TEL：080-1044-5642
事務主任　(利用料等についてのご相談はコチラ)	・・・		TEL：090-5133-5196

◎　社会館学童クラブの支援員等や管理者等に相談しづらい事がありましたら、下記の機関にご相談ください。

広島市教育委員会青少年育成部放課後対策課　・・・・・・　TEL：082-242-2014

(2) 苦情解決の仕組みについて

◎　社会館学童クラブでは、活動方針を基により良い児童の健全な育成を目指し職員一同協力していますが、日々の活動の中では様々な問題が出てくるかと思います。そこで、以下の様な「苦情解決の仕組み」を作っています。
ただ、これはあくまでも日常的な話し合いでは解決できないようなケースのためのものです。まずは、出来るかぎり支援員等や管理者との直接の話し合いによって解決していくことで、信頼関係を築いて行きたいと思います。

学童クラブ内に設置	・・・	苦情解決責任者　管理者(事務長)
		苦情受付担当者　支援員(補助員)及び事務職員
学童クラブ外に設置	・・・	苦情解決に客観性を確保するため、児童及び保護者等でも設置者（法人理事・社会館職員）でもない第三者委員を委嘱することになっています。

第三者委員	氏名：矢野　真弓	TEL: 090-4102-7614

児童の処遇等について、上記の仕組みを通して苦情を申し出たい保護者等は、社会館学童クラブに対して申し立てることができ、社会館学童クラブはそれに基づいて話し合いによる解決に努めます。希望があれば話し合いに際して第三者委員に立ち会ってもらう事ができます。

苦情解決の結果は、必ず第三者委員に報告し、個人情報に関するものを除いて、報告書に記載し公表することになっています。

〒733-0025 広島県広島市西区小河内町一丁目13番3号
社会福祉法人 西中国キリスト教社会事業団
広島キリスト教社会館
第1 TEL：080-6339-6239　TEL：082-232-4274
第2 TEL：080-6347-8828
第3 TEL：080-1044-5642
http://syakaikan.jp/
※右のQRコードを読み取ると簡単にホームページにアクセスできます

Ⅱ 利用手続　（ 2026 年度利用 ）

- 定員等を超過する場合、選考により利用できない場合があります。
- 複数の放課後児童クラブ（市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申し込みはできません。

オンライン申込みについて

◎　2026年度の利用分から、オンラインでの受付を開始しました。こちらをご利用いただければ、社会館学童クラブへ直接お申込みに行く手間が省けます。

◎　オンラインで申し込まれる場合は、在職証明書などの添付書類は、エクセルや写真等の電子データで添付していただくものになっています。

◎　受付期間、必要書類、利用要件、優先順位などは、オンラインで申し込まれる場合も、紙で申し込まれる場合も同じです。

◎　提出方法は、社会館学童クラブ利用受付申込専用のメールアドレスに必要書類を添付して提出する方式となっています。

★ オンライン申込手順について

※1　オンライン申請は、パソコンで申請する場合に限り申請可能となっています。パソコンがご家庭にない場合は、従来通り紙媒体での申請となります。

※2　保護者のどちらかが「紙で申込み」される場合、オンライン申込はご利用いただけません。

例）お父さんが利用申込と在職証明書をEXCELファイルで添付、お母さんが紙の在職証明書で提出する場合は、オンラインでの申請は不可となり、従来通りの紙での提出となります。

① 社会館公式ホームページにアクセスし、**「各種書類」**を選びます。
② 「各種書類」にある〝**・2026年度 利用申込様式**〟を選んでください。
③ オンライン申請の方は、〝**利用申込様式**〟のEXCELファイルをまずダウンロードしてください。
④ ファイルを開くと様式のシートが幾つかあります。その中から、必要な様式に必要事項を入力してください。入力できる箇所は黄色になっている箇所しか入力ができないようになっています。
⑤ 「①個人情報使用同意書★」、「②実費費用同意書★」、「③申込書★」の★印のシートは必ず必要です。
⑥ 在職証明書については、利用申込様式内にもありますが、お勤め先が証明される場合、在職証明書のEXCELファイルをダウンロードして必要事項を入力しデータ(EXCELファイルまたはPDF)で取得してください。

例）一般的なオンライン申請提出方法（こども医療費補助受給世帯の場合）

① 下記 提出先メールアドレス　の件名に「2026年度利用申込」と入力し、本文に学年と児童名を入力してください。
② ダウンロードし必要事項を入力したEXCELファイルを添付、必要添付証明として、在職証明書、こども医療費証書等をPDFまたは、スマホ等で撮影した画像等を添付（写真撮影の場合、全体をぼやけないように写してください。）
③ ①と②の作業を終えましたら、送信をして提出してください。

※　提出後に不備や不足書類等が必要な場合は、メール返信にてお知らせします。

提出先メールアドレス：hcsc.gakudouclub@gmail.com

1　2026 年４月から利用を希望する方（「春休み」のみの利用は除く。）

(1) 申込み（別添１「利用手続きの流れ」を参照）

「広島キリスト教社会館学童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に持参（原則郵送は不可）もしくは電子申請により、申し込んでください。

(HPにも掲載しています。)

【受付期間】

区　分	対象学年	受　付　期　間	
通 年 利 用	新1年生 ～ 新3年生	1次受付	2025年12月5日(金)　～　12月18日(木)
	新1年生 ～ 新6年生	2次受付	2026年2月6日(金)　～　2月19日(木)

※利用開始日が4/1～4/15の場合に、通年利用として上記期間に申し込むことができます。

※受付期間内に申し込みできなかった場合には、年度の中途からの利用を希望される方（Ｐ １８を参照）と同じ受付期間で受け付けます。

※受付期間ごとに優先順位を定めます（P16を参照）ので、利用を希望する新１年生から新３年生におかれましては、１次受付で申込みされることをおすすめします。

【必要書類】

●利用要件を確認するための書類（父母など、保護者のみ必要です。）

※「利用申込書」、「在職証明書」、「就労申立（証明）書」、「申立書」、「求職活動状況報告書（継続用）」「実費徴収費用についての同意書」、「個人情報使用 同意書」、「利用(申込取下・辞退・中止)届」は社会館HPから入手可能。

確認が必要な事由	必 要 書 類 （※1）
常勤、パート等で就労している場合（雇用主に雇用されている場合）	在職証明書（※2）
自営、内職、農業等で就労している場合	就労申立（証明）書
疾病・負傷の場合	診断書（写しでも可）又は介護保険被保険者証（要介護３～５の場合のみ可）の写し
親族等を常時介護している場合（※3）	介護者：申立書(当該児童を保護できない理由を記載したもの) 要介護者(非同居の要介護者も含む)：診断書(写しでも可) 介護保険被保険者証（要介護３～５の場合のみ可）、 身体障がい者手帳、 療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、障がい児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障がい福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証(精神通院)
障がいがある場合（保護者等）	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障がい福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証(精神福通院)の写し
産前産後期間中の場合	母子健康手帳写し（表紙及び出産予定日が分かるページ）
大学・専門学校等へ通学している場合	在学証明書（写しでも可）（※4）
求職活動中の場合	申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの） (年度中途の継続利用は求職活動状況報告書（継続用）も併せて提出)
その他の事由	当該事由が確認できる書類又は申立書（当該児童を保護できない理由、状況を記載したもの）

※1　必要書類は、保護者(単身赴任の場合も含め、父母両名など)それぞれ必要です。

※2　就職先が決まっている方は、勤務予定として在職証明書を提出してください。

※3　介護者と要介護者の両方の必要書類を提出してください。

※4　入学予定のため、在学証明書を提出できない方は、合格通知書や入学手続書類など入学予定が確認できる書類を提出してください。まだ合格発表されていない場合は、入学時期を申立書に記入の上、提出してください。後日、入学予定が確認できる書類を提出してください。

●優先利用に該当するかを確認するための書類（該当者のみ）

優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障がい（※1）のある児童）について、優先利用を希望する場合は、利用申込書の「優先利用を希望する」に☑をしていただき、必要書類を申込時に提出してください（希望しない場合は必要書類の提出は不要です）。

確認が必要な事由	必 要 書 類
障がいのある児童の場合	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、障がい児通所支援受給者証、日中一時支援事業受給者証、移動支援事業受給者証、障がい 福祉サービス受給者証、又は自立支援医療等受給者証（精神通院 ）（※２）
ひとり親家庭の児童の場合	遺族年金の証書、児童扶養手当の証書、又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し（※３）

※1　知的障がい、身体障がい、精神障がい、発達障がい等

※2　障がいのある児童で必要書類が提出できない場合、特別支援学級、通級指導教室の在籍が確認できる書類（個別の指導計画の写し、個別の教育支援計画の写し、成績表の写しなど（いずれもクラス及び児童氏名が分かるページ））を提出してください。

※3　ひとり親家庭の児童で必要書類が提出できない場合、「戸籍全部事項証明書」(戸籍謄本)と「住民票」(写しでも可）の両方を提出してください。なお、ひとり親家庭等医療費補助を受給しており、申込用紙の負担軽減措置の該当欄にチェックをしている場合には書類の添付は不要です。

●利用料金の算定に必要な書類（該当者のみ）

利用料金の算定にあたっては、申込書にご記入いただいた内容を基に、当クラブの内部で情報を確認するため、基本的には、書類の添付等は不要ですが、P2に記載しているように、広島市外で課税判定されている場合や里親世帯など、必要書類を求める場合があります。

⑵ 利用の承諾等

◎　利用申込書や在職証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査して、利用の承諾・不承諾を決定します。

※ 求職活動による場合、承諾する利用期間は、「利用開始日から起算して、3か月が満了する日まで」です。

例①　利用開始日が4月　1日→6月３０日までの利用期間

例②　利用開始日が４月16日→７月１５日までの利用期間

利用期間終了後も求職活動を理由に、継続して利用を希望する場合は、再度、新規の利用申込みが必要です。利用申込書に、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を添付してください。（例①の場合で、７月１日から求職活動を理由に利用継続する場合、6月１日～15日に申し込みが必要です）。

◎　利用希望児童数が多く、定員等を超過するため、対象児童の要件を満たす方全員の利用を承諾できない場合は、以下の優先順位に基づき、順位を付した上で、順位の上位の方から順に定員等に達するまで、利用を承諾します。

【優先順位】

ア 学年が低い児童を優先します（小学校1年生→2年生→3年生→4年生→5年生→6年生）。

イ なお、同一学年内の順位は次のとおりです（①→②）。

①　優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障がいのある児童）

②　①以外の児童

上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選により順位を付けます。

◎　対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。申込先の放課後児童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

◎　各受付期間に対する利用承諾の通知または利用承諾保留の通知の送付の目安は以下のとおりです。

【１次受付】 2026 年　２月　５ 日ごろ
【2次受付】 2026 年　３月　６ 日ごろ

２ 長期休業中（春休み・夏休み・冬休み）のみの利用を希望される方

(1) 申込み

◎　利用しようとする放課後児童クラブの通年利用者が、社会館学童クラブの定員等を超過していない場合についてのみ、長期休業期間中の利用申込を受付けます。

・申込みの受け付けは、事前に社会館のホームページでお知らせします。

・長期休業中のみの利用については、就労時間の要件について「午後５時頃」とあるのを「正午頃」に緩和しています。

◎　利用を申込みする場合、「広島キリスト教社会館学童クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください。

【受付期間】

区　分	受　付　期　間						
「 2026 年４月の春休み 」のみの利用	受付	2026	年	2月6日	(金)	～	3月14日 (土)
「夏休み」のみの利用 (※1)	１次受付	2026	年	6月1日	(月)	～	6月15日 (月)
	2次受付	2026	年	6月16日	(火)	～	6月30日 (火)
「冬休み」のみの利用	１次受付	2026	年	11月2日	(月)	～	11月14日 (土)
	2次受付	2026	年	11月16日	(月)	～	11月30日 (月)
「 2027 年3月の春休み 」のみの利用	2026 年 10月頃ホームページ等でお知らせする予定です。						

※1　「夏休み」のみの利用について、上記受付期間内に申込みできなかった場合、年度の中途からの利用と同様の受付期間で受け付けます（Ｐ １８を参照）。

◎　上記の申込により定員を超過した場合においては、後日、定員に空きが出た場合合であっても、再度、長期休業中のみの利用申込の受付は行いません。

【必要書類】：　2026　年４月から利用を希望する方と同様です（Ｐ１５、Ｐ１６を参照）。

(2) 利用の承諾等

◎　2026 年４月から利用を希望する方と同様です（Ｐ１５、P１６を参照）。

◎　ただし、対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、順位付けにより利用が承諾されない方については、利用を不承諾とします。

３ 年度の中途からの利用を希望される方

(1) 申込み

利用を申込みする場合、「広島キリスト教社会館クラブ利用申込書」に必要事項を記入の上、必要書類をそろえて、受付期間内に申し込んでください（**複数の放課後児童クラブ（広島市が補助する民間放課後児童クラブも含む）へ同時に申込みはできません。**）。

【受付期間】

利用開始希望日		受付期間
利用開始希望日	月の前半（１～１５日）（※１）	利用希望月の前月の１～１５日（※２）
	月の後半（１６～末日）（※１）	利用希望月の前月の１６～末日（※２）

※1　**利用開始希望日が 7/16~8/31、12/16~1/15、3/16~3/31の間の方**については、長期休業中のみの利用と同じ受付期間で１次受付を行い、定員等に余裕がある場合、下表のとおり2次受付を行います）。

※2　受付期間の末日が、社会館学童クラブの休所日の場合、その前日を受付締切日とします。

〈　2026 年度　年度中途から利用の受付期間スケジュール〉

	利用開始希望日											
	4/1 ～ 15	4/16 ～ 30	5/1 ～ 15	5/16 ～ 31	6/1 ～ 15	6/16 ～ 30	7/1 ～ 15	7/16 ～ 31	8/1 ～ 13	8/17 ～ 31	9/1 ～ 15	9/16 ～ 30
受付期間	3/2 ～ 14	3/16 ～ 31	4/1 ～ 15	4/16 ～ 30	5/1 ～ 15	5/16 ～ 30	6/1 ～ 15	1次受付：6/1～15 2次受付 6/16 ～ 30	7/1 ～ 15	7/16 ～ 31	8/1 ～ 13	8/17 ～ 30

	利用開始希望日											
	10/1 ～ 15	10/16 ～ 31	11/2 ～ 14	11/16 ～ 30	12/1 ～ 15	12/16 ～ 29	1/4 ～ 15	1/16 ～ 30	2/1 ～ 15	2/16 ～ 27	3/1 ～ 15	3/16 ～ 31
受付期間	9/1 ～ 15	9/16 ～ 30	10/1 ～ 15	10/16 ～ 31	11/2 ～ 14	1次:11/2～14 2次受付 11/16 ～ 30	12/1 ～ 15	12/16 ～ 29	1/4 ～ 15	1/16 ～ 30	2/1 ～ 15	**未定** 10月頃HPをご覧ください

※　法令の変更等により祝日等が変更となった場合は、受付期間及び利用開始希望日の始期は直後の開所日に、終期は直前の開所日にそれぞれ変更となります。

※　利用開始希望日が4/1～4/15の場合は、一次受付け及び二次受付けで申し込まれた方が優先となりますので、P15に記載している期間に申込されることをおすすめします。

【必要書類】：　2026 年４月から利用を希望する方と同様です（Ｐ15、Ｐ16を参照）。

※　求職活動による利用期間終了後も、求職活動を理由に、継続して利用を申し込む場合は、申立書と併せて求職活動状況報告書（継続用）を提出してください。

(2) 利用の承諾等

◎　2026 年４月から利用を希望する方と同様です（Ｐ16、Ｐ17を参照）。

◎　ただし、定員を超過した場合の順位付けは、優先利用に該当する児童、優先利用に該当しない児童、それぞれにおいて順位付けが必要となった場合、抽選ではなく申込順となります。

◎　対象児童の要件を満たしているにもかかわらず、上記の順位により利用が承諾されなかった方については、利用の承諾を保留します。利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用の承諾を決定します。

４ 申込事項の変更について

◎　勤務先・住所・家族状況など申込事項の変更があった場合には、速やかにご連絡ください。また、負担軽減措置の当該状況、世帯状況、申込保護者等に変更がある場合は、利用料金の算定に影響する可能性がありますので、速やかに、「広島キリスト教社会館学童クラブ 利用申込書」の変更届をご提出ください。なお、勤務先が変更となった場合には、在職証明書（就労申立書）の再提出が必要になります。

◎　在職証明書の内容に変更等があった場合や、雇用期間が定められており、更新予定がなかったものが更新された場合は、必ず、更新後速やかに更新後の在職証明書を提出してください。

※提出が無い場合は、利用承諾を取り消すことがあります。

なお、提出していただいていた在職証明書に、「更新予定あり」との記載があった場合には、勤務内容等に変更がない限り、更新後に新たに提出する必要はありません。

５ 利用申込取下げ・辞退・中止等

◎　次の場合、「広島キリスト教社会館学童クラブ利用（申込取り下げ・辞退・中止）届」を提出してください。

- 申込取り下げ：利用申込をしたが、利用承諾通知を受け取る前に申込を取り下げる場合
- 辞　　退：利用承諾通知を受け取ったが、利用期間前に利用を辞退する場合
- 中　　止：利用期間中に、クラブの利用を取りやめる場合

◎　利用期間満了前に社会館学童クラブを利用する必要が無くなった場合は、必ず「広島キリスト教社会館学童クラブ利用（申込取り下げ・辞退・中止）届」を提出してください。

◎　日付を遡っての届出はできませんので、必ず、利用取下げ、辞退、中止をする日までにご提出ください。それ以降の提出になると、在籍していた月までの利用料金がかかります。

（例１）4/1利用開始の予定だったが、利用しないこととなった。→　3/31までに提出

（例２）4/1から放課後児童クラブを利用しているが6/1からは不要になった。→ 5/31までに提出

◎　保護者の方の就労時間の変更などにより、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

◎　利用期間満了（年度末など）による場合は、届出は不要です。

６ 利用承諾の取消し

◎　利用申込に虚偽や不正があった場合などには、承諾を取り消すことがあります。

◎　長期間欠席された場合（継続して１ヵ月以上の欠席）には、放課後児童クラブの利用を継続されるかどうか確認させていただき、承諾を取り消すことがあります。

７ クラス分けについて

◎ 社会館学童クラブの第1「陽だまり」、第2「こもれ陽」、第３「陽まわり」を選んでの申し込みは出来ません。クラス分けについては、当クラブ側の運営方法により決定させて頂きます。なお、公正なクラス分けを行うため、当クラブのPCシステムを使用してランダムに振り分け、その後、調整を行います。クラス発表は、3月中旬～下旬頃となります。決定後クラス決定通知書を郵送致します。

利用手続の流れ （4月からの利用の場合）

別添 1

1　申込書等の配布

「広島キリスト教社会館学童クラブ利用申込書」、「在職証明書」、「就労申立（証明）書」
「実費徴収費用についての同意書」、「個人情報使用同意書」等を配布。(社会館ホームページからも入手可能です。)

↓

2　受　付

【オンラインでの申込の場合】

P14のメールアドレスに申込書等を添付して提出
※　詳細はP14をご覧ください。
※　在職証明書などの必要書類（詳細はＰ１５～Ｐ１６）は写真やＰＤＦなどのデータを添付

【紙での申込みの場合】

利用を希望する場合、社会館学童クラブに、①～②の書類を受付期間内に持参により提出（原則郵送は不可）。

①社会館学童クラブ利用申込書（別添3 記載例を参照）
②必要書類（詳細は、P15、Ｐ１６参照）

↓

3　審　査

広島キリスト教社会館学童クラブにおいて、提出された書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを審査。

↓

対象児童の要件を満たさない場合

↓

4　利用不承諾の通知

2月上旬～3月下旬頃に、「利用不承諾通知書」を送付。

↓

4－4 クラス決定の通知

3月中旬～下旬頃に、「クラス決定書」を送付。

↓

対象児童の要件を満たしている場合

↓

全員受け入れても定員を超えない場合

4　利用承諾の通知

2月上旬～3月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付。

↓

4-3　利用承諾保留の通知

2月上旬～3月下旬頃に、「利用承諾保留通知書」を送付。

※保留決定後に民間放課後児童クラブに申し込む場合は、「利用承諾保留通知書」を添付してください。

↓

学童クラブが利用可能となった場合には、先に付した順位の上位の方から順に利用を承諾。

↓

全員受け入れると定員を超える場合

4-1　順位付け

・低学年の児童を優先。
・同一学年内は、次の順位（①→②）
　①　優先利用に該当する児童（ひとり親家庭の児童、障がいのある児童）
　②　①以外の児童

上記①、②内で順位付けが必要となった場合は、抽選（※）により順位付け。
※年度中途からの利用は、抽選ではなく申込順により順位付け。

↓

4-2　利用承諾・保留の決定

・上記の順位の上位から順に定員等に達するまで、利用を承諾。
・定員等を超えた場合、それ以降は、順位を付した上で、利用の承諾を保留。

↓

4-3　利用承諾の通知

2月上旬～3月下旬頃に、「利用承諾通知書」を送付。

↓

5　利用開始

「利用承諾通知書」に記載した利用期間の開始日から利用。

別添 2

放課後児童クラブ一覧一部抜粋（民間放課後児童クラブ含む）　【 2025 年 11 月時点 】

対 象 学 区

小学校	名　　称	所　在　地	電話番号
天　満	天満児童館放課後児童クラブ	天満町１－２７	293-1085
	(民間)広島キリスト教社会館学童クラブ 第1「陽だまり」	小河内町一丁目１３－３	232-4274 080-6339-6239
	(民間)広島キリスト教社会館学童クラブ 第2「こもれ陽」	都町21－３ 福三ビル1F	080-6347-8828
	(民間)広島キリスト教社会館学童クラブ 第3「陽まわり」	都町21－３ 福三ビル2F	080-1044-5642

対 象 外 学 区 (西区)

小学校	名　　称		所　在　地	電話番号
観　音	観音児童館放課後児童クラブ		観音本町二丁目１－７４	293-7461
南観音	南観音児童館放課後児童クラブ		南観音六丁目５－１５	292-5591
	(民間)放課後児童クラブ パシフィック南観音	第一	南観音五丁目２－１４ ２F	533-6280
		第二	南観音五丁目６－２５	
		第三	南観音五丁目６－２２	
	(民間)放課後児童クラブなないろ南観音教室		南観音三丁目６－５　3F	208-4037
三　篠	三篠児童館放課後児童クラブ		三滝町１８－１３	238-7201
	(民間)児童クラブ 桜の杜三篠		三篠町一丁目７－６	962-2820
	(民間)ロータス放課後児童クラブ横川		横川町18－13	275-6691
己　斐	己斐児童館放課後児童クラブ		己斐上二丁目１－２	271-9950
己斐上	己斐上児童館放課後児童クラブ		己斐上六丁目４５６	273-9296
己斐東	己斐東児童館放課後児童クラブ		己斐東二丁目３０－３	272-0984

対 象 外 学 区 (中区)

小学校	名　　称	所　在　地	電話番号
広　瀬	広瀬児童館放課後児童クラブ	広瀬町２－１７	235-2522
	(民間)広瀬なかよしクラブ	広瀬北町８－２５	295-8887

※広島市ホームページで放課後児童クラブ関連のページをご覧になられる際は、
　トップページ＞くらし・手続き＞入学・教育＞広島市教育委員会＞児童館・放課後児童クラブ
※ページ内の各コンテンツを参照してください。

広島キリスト教社会館学童クラブ　利用申込書（☑当初・□変更）

別添 3

（あて先）

受付No.

社会福祉法人 西[illegible]事長

年 12 月 5 日

広島市放課後児童[illegible]添えて、次のとおり申し込みます[illegible]は、その者の同意を得て、提出しています（[illegible]変更があった場合は、速やかに届[illegible]の属する世帯員（この申込書に記載[illegible]れること。また、私と私の属する世帯[illegible]市民税の課税情報等を課税資料によ[illegible]れること。③利用の承諾や放課後児童クラブでの保育の実施に必要な情報を、関係機関（学校等）に提供すること（課税[illegible]報を提供することはありません。）。④児童の状況（健康状態や特別な配慮の有無等）について、広島市（放課後児童クラブ[illegible]在籍校に確認すること。⑤緊急時の対応等のため、広島市（放課後児童クラブ）と在籍校との間で、必要な情報を相互に提供すること。⑥放課後児童クラブは、所在する小学校区の市立小学校のカリキュラムにあわせて運営しているため、学区外の小学校や国立・私立小学校に在籍している場合は、在籍校の代休日や縮時等にあわせた対応ができないこと。⑦非常変災時（大雨、洪水、暴風のいずれかの警報発表の場合等）には、保護者の方にお迎えをお願いすることや臨時休所とすること。

複数の放課後児童クラブに同時に申し込みはできません。

下線部分に他学区の同意

申込申請時は申請に☑をしてください。また、変更がある場合は変更届として使用してください。

ふりがな	ひろしま せんいちろう			生年月日	西暦	1986 年	11 月	11 日生	
申込者氏名（保護者）	広島 茜一郎								
住所等	〒 730 － 8586 広島市 中 区 国泰寺寺町一丁目4番15号 ○○マンション302号室								
連絡先	TEL （ 082 ） 000 － 0000			Mail	○▲□○▲□.○▲□	@ gmail.com			
※緊急連絡先	優先順1	母	（ 000 ） 0000 － 0000		優先順2	父	（ 000 ） 0000 － 0000		

児童氏名（ふりがな）	性別	生年月日	学校名	学年	組
ひろしま とうこ 広島 橙子	女	西暦 2019 年 ○ 月 ○ 日生	天満 小学校	1 年	組
利用を希望する期間		西暦 2026 年 4 月 1 日 から 西暦 2027 年 3 月 31 日 まで			

年度ごとに申し込みが必要

2026年 4月時点の学年組はわからない場合あけておいてください。

利用料金の算定のために、以[illegible]当する場合は、該当するものすべてに☑をしてく[illegible]いずれにも該当しない場合は[illegible]しない。」に☑をしてください。

利用料区分	負担軽減措置			
	A	☐ 就学援助受給世帯（申請予定を含む）（※1） ☐ 生活保護世帯 ☐ 住民税（市民税）非課税世帯（※2）		無料（0円）
	B	☑ こども医療費補助受給世帯　重度心身障害者医療費補助受給世帯 ☐ ひとり親家庭等[illegible]費補助受給世帯		月額 3，000円
	C	☐ 上記[illegible]		月額 5，000円

料金区分の算定に影響します!! A、B、Cの区分いずれか該当する箇所に必ずチェックをしてください

※1 就学援助を申請し[illegible]援助に該当しているものとみなします。
ただし、就学援助[illegible]

※2 1月1日に広島市外に居住していた等により、他市町村で課税されている場合には、その市町村での課税状況がわかるもの（非課税証明書等）を添付してください。

※3 里親として委託されていることがわかる書類を添付してください（放課後児童クラブへ申し出ることに支障がある場合には、担当課（各区地域起こし推進課又は放課後対策課）に直接ご連絡いただいても差支えありません。）。

児童の健康状態等（該当する箇所に☑及び必要事項を記入してください。）

障がいの有無	☑ 無 ・ ☐ 有 （状況： ）
かかりつけの病院または医院	少し卵アレルギーがありますが、おやつに含まれているものについては問題ありません。
特に気を付ける点、気を付けてもらいたい事（アレルギー・薬等）	

保護者及び同居する親族の状況

氏名 年齢区分（利用開始時）	本人との続柄	勤務先又は通学(園)先・学年・放課後児童クラブ名等	氏名 年齢区分（利用開始時）	本人との続柄	勤務先又は通学(園)先・学年・放課後児童クラブ名等
広島 茜一郎 ☐ 18歳未満 ・ ☐ 75歳以上 ※該当する場合のみ☑	父	(株) □□□□	広島 青子 ☑ 18歳未満 ・ ☐ 75歳以上 ※該当する場合のみ☑	姉	▲▲小学校 5年生
広島 黄花 ☐ 18歳未満 ・ ☐ 75歳以上 ※該当する場合のみ☑	母	△△ストア	広島 藍蘭 ☑ 18歳未満 ・ ☐ 75歳以上 ※該当する場合のみ☑	姉	▲▲小学校 3年生 ★★放課後児童クラブ
広島 碧空 ☑ 18歳未満 ・ ☐ 75歳以上 ※該当する場合のみ☑	兄	●●大学 1年生 (進学予定)	広島 紫苑 ☐ 18歳未満 ・ ☑ 75歳以上 ※該当する場合のみ☑	祖父	２０２６年４月時点の学年

優先利用（障がいのある児童、ひとり親家[illegible] ※定員超過のため同一学年内に[illegible] ※優先利用を希望する場合は、申[illegible]	☑ 優先利用を希望する
すでに放課後児童クラブを利用されており、そこから他のクラブに移るためのお申込みである場合は、右記の「クラブ間での異動希望」に☑をしてください。	☐ クラブ間での異動希望

「優先利用を希望する」に方は、☑をしてください。